

令和4年1月24日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.33 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の取り扱い変更について

コロナニュース31号でお知らせいたしました濃厚接触者の取り扱い変更に関し、追加の情報提供をします。

変更点は濃厚接触者の待機期間が14日から10日に変更になったことですが、医療従事者については所定の要件が揃えば、さらに期間が短縮されます。

この医療従事者に対しての期間短縮については、保健所職員から特別に説明されることはありませんので、

- ① 自分は医療従事者であること、
- ② 所定の要件を満たした場合、期間の短縮ができるようにしたい
- ③ 濃厚接触者が歯科医師の場合、毎日の検査で陰性が確認できた場合、診療を継続できるか否か

を担当者に伝えて、指示を受けてください。③については認められないかもしれませんが、聞いてみることをお勧めします。

以上の点について申告がなければ、待機期間は10日のままとなります。

②の所定の要件とは、無症状であり、最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目に核酸検出検査又は抗原定量検査を用いるか、6日目と7日目に抗原定性検査キット（薬事承認を受けたもの）を用いて、陰性であった場合待機が解除されます。

尚、抗原検査キットについては現在入手困難な状況となっております。残念ながら検査キットが入手できなかった場合、医療従事者としての期間短縮は認められず、待機期間は10日となります。